



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目 次

- 電波法施行規則等の一部を改正する件 (同四四)
- 人事院規則一四四 (現行の法律、命令及び規則の廃止) の一部を改正する省令 (総務四)

## 規 則

- 総務大臣又は総合通信局長 (沖縄総合通信事務所長を含む) が発給する証票の様式等を定める件等を廃止する件 (同四六)
- 規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件 (国土交通一三〇)
- 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件 (同一三一)
- 航路等を記載する海図の指定に関する告示 (海上保安庁一三)

- 人事院規則一一四 (人事院の職員に対する人事院規則 (人事院一一四一一二七)) の一部を改正する法律の施行に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則 (同一一七一)
- 人事院規則九一八 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する人事院規則 (同九一八一八五)
- 人事院規則九一四〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一四〇一四九)
- 人事院規則九一二三 (本府省業務調整手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一二三一三三)
- 平成三十年四月一日における号俸の調整 (同九一一四四)

## 〔告 示〕

- 人事院公示一 (人事院公示二)
- 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、人事院規則九一一四四 (平成三十一年四月一日における号俸の調整) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件 (同二)

## 〔公 告〕

- 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、人事院規則九一一四四 (平成三十一年四月一日における号俸の調整) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件 (同二)
- 無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件の一部を改正する件 (総務四四)

## 〔官 庁〕

## 諸事項

三

三

二

一

九

二

一

五

四

## 国家試験

- 平成三十年度衆議院法制局職員採用試験公告 (衆議院法制局)  
平成三十年度参議院法制局職員採用総合職試験施行計画 (参議院法制局)  
平成三十年度国家公務員採用試験施行計画 (人事院)

○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件 (同四五)

○電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件の一部を改正する件 (同四六)

○総務大臣又は総合通信局長 (沖縄総合通信事務所長を含む) が発給する証票の様式等を定める件等を廃止する件 (同四六)

○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件 (国土交通一三〇)

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件 (同一三一)

○航路等を記載する海図の指定に関する告示 (海上保安庁一三)

○人事院規則一一四 (人事院の職員に対する人事院規則 (人事院一一四一一二七)) の一部を改正する法律の施行に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則 (同一一七一)

○人事院規則九一八 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する人事院規則 (同九一八一八五)

○人事院規則九一四〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一四〇一四九)

○人事院規則九一二三 (本府省業務調整手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一二三一三三)

○平成三十年四月一日における号俸の調整 (同九一一四四)

○無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件の一部を改正する件 (総務四四)

会社その他  
会社決算公告

○行旅死亡人、公示送達、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表

## 地 方 公 共 团 体

○東日本高速道路株式会社工事一部完了、プログラムの著作物に係る登録、厚生年金基金変更、企業年金基金変更

## 特 殊 法 人 等

○國立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七條の規定に基づく登録、

○平成三十年度度国税専門職員 (人間科学) 採用試験試験専門委員 (同)

○平成三十年度度財務専門官採用試験試験 (大卒程度試験) 試験専門委員 (同)

○平成三十年度度国税専門職員 (人間科学) 採用試験試験専門委員 (同)

○平成三十年度度労働基準監督官採用試験試験専門委員 (同)

○平成三十年度度食品衛生監視員採用試験試験専門委員 (同)

○平成三十年度度航空管制官採用試験試験専門委員 (同)

○平成三十年度度外務省専門職員採用試験施行計画 (外務省)

○平成二十九年度度二級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付 (国土交通省)

## ○総務省令第四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月一日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

## (電波法施行規則の一部改正)

## 第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄にこれに対応するものを掲げないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

## (備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

## 〔表略〕

注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

## 〔表同上〕

注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

## 第三十八条 〔同上〕

## (備付けを要する業務書類)

第三十八条 〔同上〕

## 〔表同上〕

注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。この場合において、当該書類が電磁的方法電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならぬ。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類（第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならぬ。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

## 〔三 同上〕

2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

3 遺難自動通報局（携帯用位置指示無線機のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア

総務大臣 野田 聖子

局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（V-SAT地球局にあつては、当該V-SAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V-SAT制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に同項の免許状を備え付けなければならない。

[4;10 略]

## 第四十三条の六 [略]

2 前項第二号の無線業務日誌に記録する事項のうち、第四十条第一項第一号(2)（回を除く。）及び(5)、同条第二項第一号(2)並びに同項第二号(2)に掲げる事項については、音声により記録することができる。この場合においては、前項後段の規定にかかわらず、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて再生できなければならぬ。

(備付けを要する書類)

## 第四十五条の三 [略]

[2 略]

## 第三条 [略]

3 [略]  
(書類の提出)

## 第五十二条 [略]

[2・3 略]

4 検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

[5 略]

## 第五十二条の二 削除

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

第五十二条の一 次の各号に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

- 一 第三十九条第三項の規定に基づき報告する書類
- 二 第四十二条の規定に基づき添付する文書

(第四十二条の三の規定に基づき報告する書類)

- 三 第四十三条第一項から第三項までの規定に基づき届け出る文書
- 四 第四十三条第二項から第三項までの規定に基づき届け出る書類
- 五 第四十三条の二第一項の規定に基づき届け出る書類

局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（V-SAT地球局にあつては、当該V-SAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V-SAT制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV-SAT地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

[4;10 同上]

## 第四十三条の六 [同上]

[新設]

## 第四十五条の三 [同上]

[2 同上]

3 第一項第二号に規定する添付書類の写し及び前項の書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならぬ。

4 [同上]

5 [書類の提出]  
[2・3 同上]

4 検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一条の二の六第十二号に規定するものを除く。）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

5 [同上]

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

第五十二条の一 次の各号に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

- 一 第三十九条第三項の規定に基づき報告する書類
- 二 第四十二条の規定に基づき添付する文書

(第四十二条の三の規定に基づき報告する書類)

- 三 第四十三条第一項から第三項までの規定に基づき届け出る文書
- 四 第四十三条第二項から第三項までの規定に基づき届け出る書類
- 五 第四十三条の二第一項の規定に基づき届け出る書類

**備考** 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

**第二条** 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改 正 後

目次

[第一章～第六章 略]

[第七章 無線局の運用の特例に係る手続 (第三十一条の二～第三十一条の四)]

附則

(記載事項の省略)

**第十五条** [略]

2 法第六条第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合(当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。)には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

[3・4 同上]

第八章 雜則

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

**第三十二条** 次に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により記録し、提出することができる。

一 第四条第一項に規定する書類  
二 第五条第二項に規定する書類

- |   |
|---|
| 七 第四十三条の三第二項の規定に基づき報告する書類                         |
| 八 第四十三条の四の規定に基づき届け出る書類                            |
| 九 第四十五条の三第二項の規定に基づく証明の申請書に添付する書類                  |
| 十 第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき添付する書類 |
| 十一 第四十六条の三第四項の規定に基づき届け出る書類                        |
| 十二 第四十六条の六の規定に基づき提出する資料                           |
| 十三 第四十六条の八第一項の規定に基づき届け出る書類                        |
| 十四 第四十六条の十の規定に基づき提出する資料                           |
| 十五 第五十条の四第一項の規定に基づき添付する書類                         |
| 十六 第五十条の七第一項の規定に基づく承認の申請書に添付する書類                  |
| 十七 第五十条の七第二項の規定に基づき届け出る書類                         |

備考	表中の「」の記載は注記である。	
	(無線従事者規則の一部改正)	
改	正	後
目次		
〔第一章～第八章 略〕		
〔第九章 指定試験機関(第八十五条～第九十六条)〕		
附則		
〔第十章 雜則 (電磁的方法により記録ができる提出書類)〕		
第九十七条 この規則の規定に基づき総務大臣又は総合通信局長に提出する申請書等の書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。		

- 第三条 第六条第一項に規定する書類**  
第十一條の規定に基づき提出する書類
- 第四条 第十二条第一項(第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出する書類**  
第六条の規定により再免許申請書に添付する書類
- 第五条 第二十条の二第一項(同条第三項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出する書類**  
第七条の規定により再免許申請書に添付する書類
- 第六条 第二十条の五第二項に規定する書類**  
八 第二十条の八の規定により再免許申請書に添付する書類
- 第七条 第二十二条(第二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき申請する書類**  
九 第二十条の八の規定により再免許申請書に添付する場合を含む。の規定に基づき申請する書類
- 第八条 第二十三条の二の規定に基づき提出する書類**  
十 第二十二条(第二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき申請する書類
- 第九条 第二十四条の規定に基づき届け出る文書**  
十一 第二十四条の三第一項の規定に基づき提出する書類
- 第十条 第二十四条の四に規定する文書**  
十二 第二十四条の四に規定する文書
- 第十一条 第二十五条の二の規定に基づき提出する書類**  
十三 第二十五条の二の規定に基づき提出する書類
- 第十二条 第二十六条第二項の規定により申請書に添付する書類**  
十四 第二十五条の四に規定する文書
- 第十三条 第二十六条第二項の規定により申請書に添付する開設計画**  
十五 第二十六条第二項の規定により申請書に添付する開設計画
- 第十四条 第二十七条の規定により申請書に添付する書類**  
十六 第二十七条の規定により申請書に添付する書類
- 第十五条 第二十八条第二項の規定に基づき提出する書類**  
十七 第二十八条第二項の規定に基づき提出する書類
- 第十六条 第二十九条第一項の規定により申請書又は届書に添付する書類**  
十八 第二十九条第一項の規定により申請書又は届書に添付する書類
- 第十七条 第三十条の規定に基づき提出する文書**  
十九 第三十条の規定に基づき提出する文書
- 第十八条 第三十二条の規定により申請書に添付する書類**  
二十 第三十二条の規定により申請書に添付する書類
- 第十九条 第三十三条第二項の規定により申請書に添付する書類**  
二十一 第三十三条第二項の規定により申請書に添付する書類

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

**第四条** 登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

	改	正	後	前
目次				
〔第一章～第四章 略〕				
第五章 雑則(第二十三条)				
附則				
〔削る〕				
(電磁的方法により記録することができる提出書類)				
〔第一章～第四章 同上〕				
第五章 雑則(第二十三条・第二十四条)				
附則				
〔第二十四条 次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。〕				
一 第二条第二項及び第五項又は第三条第二項に規定する書類				
二 第五条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類				
三 第六条第一項の規定に基づき提出する書類				
四 第七条第一項の規定に基づき提出する書類				
五 第八条の規定に基づき提出する書類				
六 第九条第二項及び第五項に規定する書類				
七 第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類				
八 第十二条第一項の規定に基づき提出する書類				
九 第十三条第一項の規定に基づき提出する書類				
十 第十四条の規定に基づき提出する書類				
別表第五号 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が行う検査の実施項目(第十 六条第一項関係)				
〔第一 略〕				
〔第二 法第六十条の時計及び備付書類 〔第一 略〕 〔二 略〕 〔三・四 略〕 〔第三 略〕〕				
別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)				
〔第一 略〕				
〔第二 法第六十条の時計及び備付書類 〔第一 同上〕 〔第二 同上〕 〔三・四 同上〕 〔第三 同上〕〕				
別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)				
〔第一 同上〕				
〔第二 法第六十条の時計及び備付書類 〔第一 同上〕 〔第二 同上〕 〔三・四 同上〕〕				
点検の種別				
点検の項目				
〔一 略〕				
点検の種別				
点検の項目				
〔一 同上〕				

点検結果通知書		年	月	日
点検を依頼した無線局の免許人	宛て			
又は予備免許を受けた者				
登録検査等事業者の氏名又は名称(注1)	印			
登録番号				
点検員の氏名				
登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下表のとおり通知します。(注1)				
点検年月日	無線局の種別			
点検場所	免許番号(注3)			
識別信号				
点検項目	点検結果			
長 第1 無線従事者の資格及び員数				
1 選任されている無線従事者の資格及び員数	資格名	員数		
2 選任されている無線従事者の従事事実	従事の事実	有□ 無□		
3 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力	所有 効力	有□ 無□ 免除□		
4 主任無線従事者を選任している場合は監督の事実	監督の事実	有□ 無□		
5 主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実	講習の受講 年月日	有□ 無□ 受講		
6 遺難通信責任者の配置	配置	有□ 無□ 免除□		

点検結果通知書		年	月	日
点検を依頼した無線局の免許人	宛て			
又は予備免許を受けた者				
登録検査等事業者の氏名又は名称(注1)	印			
登録番号				
点検員の氏名				
登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下表のとおり通知します。(注2)				
点検年月日	無線局の種別			
点検場所	免許番号(注3)			
識別信号				
点検項目	点検結果			
長 第1 無線従事者の資格及び員数				
1 選任されている無線従事者の資格及び員数	資格名	員数		
2 選任されている無線従事者の従事事実	従事の事実	有□ 無□		
3 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力	所有 効力	有□ 無□ 免除□		
4 主任無線従事者を選任している場合は監督の事実	監督の事実	有□ 無□		
5 主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実	講習の受講 年月日	有□ 無□ 受講		
6 遺難通信責任者の配置	配置	有□ 無□ 免除□		

点検結果通知書		年	月	日
点検を依頼した無線局の免許人	宛て			
又は予備免許を受けた者				
登録検査等事業者の氏名又は名称(注1)	印			
登録番号				
点検員の氏名				
登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下表のとおり通知します。(注2)				
点検年月日	無線局の種別			
点検場所	免許番号(注3)			
識別信号				
点検項目	点検結果			
長 第1 無線従事者の資格及び員数				
1 選任されている無線従事者の資格及び員数	資格名	員数		
2 選任されている無線従事者の従事事実	従事の事実	有□ 無□		
3 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力	所有 効力	有□ 無□ 免除□		
4 主任無線従事者を選任している場合は監督の事実	監督の事実	有□ 無□		
5 主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実	講習の受講 年月日	有□ 無□ 受講		
6 遺難通信責任者の配置	配置	有□ 無□ 免除□		

第2 時計及び書類		第2 時計及び書類																
1 時計の備付け	備付け 有□ 無□	1 時計の備付け	備付け 有□ 無□															
2 無線局免許状の備付け（注5）	備付け（注5） 有□ 無□	2 無線局免許状の備付け及び掲示	備付け 有□ 無□															
3 無線業務日誌の備付け、記載内容 及び保存	備付け 有□ 無□ 免除□ 保存 有□ 無□	3 無線業務日誌の備付け、記載内容 及び保存	備付け 有□ 無□ 免除□ 保存 有□ 無□															
4 その他の書類の備付け	備付け書類 現行化 記載内容	4 その他の書類の備付け	備付け書類 現行化 記載内容															
	されている □ されていない□		されている □ されていない□															
〔注1～4 略〕		〔注1～4 同左〕																
5 船舶司、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「掲示」とする。		〔新設〕																
〔(2枚目)～(4枚目) 略〕		〔(2枚目)～(4枚目) 同左〕																
備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		〔電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正〕																
第五条 電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第四十九号）の一部を次のものに改正する。		次の表により、改正前欄に掲げたる標記部分の一重傍線を付した規定は、削除される。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改</th><th>正</th><th>後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（電磁的方法による記録することができる提出書類）</td><td>改</td><td>正</td></tr> <tr> <td>〔削除〕</td><td>前</td><td></td></tr> </tbody> </table>		改	正	後	（電磁的方法による記録することができる提出書類）	改	正	〔削除〕	前		<table border="1"> <thead> <tr> <th>改</th><th>正</th><th>前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔第九条 第五条の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人への知覚によつては認識するといふができない方法を除く）による記録し、提出することができる。〕</td><td>改</td><td>正</td></tr> </tbody> </table>		改	正	前	〔第九条 第五条の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人への知覚によつては認識するといふができない方法を除く）による記録し、提出することができる。〕	改	正
改	正	後																
（電磁的方法による記録することができる提出書類）	改	正																
〔削除〕	前																	
改	正	前																
〔第九条 第五条の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人への知覚によつては認識するといふができない方法を除く）による記録し、提出することができる。〕	改	正																
備考 表中の「」の記載は注記である。																		
附 則																		
(施行期日)																		
第一条 ノの省令は、平成三十一年二月一日から施行する。																		
(経過措置)																		
第一ノの省令の施行の際現に免許を受けたこの無線局については、ノの省令による改正後の施行規則第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるが、当該無線局の免許の有効期間が満了するまでは、なお従前の例によつてはできる。																		

- 四** 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員  
六 調整日に人事交流等異動をし、上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をした職員  
八 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員  
五 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員  
六 調整日に人事交流等異動をし、上位資格取得等決定をされ、又は個別承認決定をされた職員  
七 前各号に掲げる職員に相当するものとして人事院が定めるもの  
(調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員)  
**第三条** 改正法附則第三条第一項の昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与法第八条第六項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。  
一 特定期間に新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）  
二 特定期間に新しく昇給した職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与法第八条第六項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。  
三 特定期間に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日までの間に俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定めるもの  
四 特定期間に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日までの間に掲げる職員を除く。）  
五 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員  
六 調整日に人事交流等異動をし、上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をした職員  
七 前各号に掲げる職員に相当するものとして人事院が定めるもの  
(この規則により難い場合の措置)  
**第四条** 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

- 六** 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員  
七 特定期間に個別承認決定をされた職員（次に掲げる職員を除く。）のうち、人事院の定める職員  
八 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める職員

(この規則により難い場合の措置)

- 第一条** この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
(人事院規則一三四の一部改正)  
附則  
(施行期日)

- 第一条** 人事院規則一三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。  
(人事院規則九一〇七の一部改正)

規則九一〇七（平成三十一年四月一日に おける号俸の調整）	第三条第八号及び第四条の承認 に関する文書等	取得の日	五年
---------------------------------	---------------------------	------	----

- 第三条** 人事院規則九一〇七（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）の一部を次のように改正する。  
(人事院規則九一〇七の一部改正)  
附則第二項中「同条第一項又は」を「同条第一項」に改め、「第二項若しくは第三項」の下に「又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号。次号において「平成二十九年給与法等改正法」という。）附則第三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、第三号中「同条第一項又は」を「同条第一項」に改め、「第三項」の下に「又は平成二十九年給与法等改正法附則第三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項」を加える。  
(人事院規則九一三七の一部改正)

- 第四条** 人事院規則九一三七の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十七年一月一日以後」を「平成三十年四月一日（以下この項において「調整日」という。）以後に改め、「となる者」の下に「（調整日において三十七歳に満たない職員を除く。）」を加え、同項第二号中「平成二十六年四月一日（以下この項において「基準日」という。）」を「調整対象昇給日の前日に俸給表異動等があつたものとした場合に、改正法附則第三条第一項に規定する昇給抑制職員又は前号次号若しくは第七号に掲げる職員に該当することとなるもの」として、調整対象昇給日から調整日の前々日までの間に新たに職員となつた者（人事交流等異動をした職員を除く。）であつて、当該新たに職員となつた日から特別俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続いているものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

- 五 調整対象昇給日において規則九一八第三十七条又は規則九一三七の規定により昇給しないこととなつた職員であつて、調整対象昇給日に受けた号俸と同規則の規定の適用がないものとした場合に調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、俸給表異動等をし、又は個別承認決定をされた職員

- 六 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、人事院の定める職員  
七 前各号に掲げる職員に相当するものとして人事院が定めるもの  
(この規則により難い場合の措置)  
**第四条** 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

告示

○総務省告示第四十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第二号(4)の規定に基づき、昭和五十八年郵政省告示第五百三十二号（無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成三十年三月一日から施行する。

平成三十年二月一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をいれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

	改	正	前
別表第三号 法規	無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号) 第111条第1項第六号の規定に基づいて、当該無線設備が適合表示無線設備のみで構成されるもの	空中線電力100ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、当該無線設備が適合表示無線設備のみで構成されるもの	空中線電力100ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、当該無線設備の設置場所の変更の際、総務大臣が別に定めるものによる。総務大臣が別に定める手続にて行つた法第三章の技術基準に適合してこられるもの

○総務省告示第四十五号  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号) 第111条第1項第六号の規定に基づいて、平成五年郵政省告示第五四五号(無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。

平成三十一年三月一日から施行する。

平成三十一年一月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改めよ。

改	正	前
別表第三号 法規	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。

改	正	前
別表第三号 法規	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。

別表第三号 法規	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。
別表第三号 法規	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。

改	正	前
別表第三号 法規	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。	無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のよう改めよ。

備考 表中の「 」の記載は注記である。

○総務省告示第四十六号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第五十二条の三第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示三百二十五号(電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、平成三十一年三月一日から施行する。)  
申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信する」とにより提出することができない書類等を定める件)の一部を次のように改正し、平成三十一年三月一日から施行する。

平成三十一年一月一日  
次の方により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)」は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

[1～6 略]

[削る]

7 従事者規則第五十条の規定による免許証の再交付の申請(免許証を失った場合を除く。)  
免許証

8 従事者規則第五十六条の規定による船舶局無線従事者証明書( )の号及び次号において「証明書」という。)の訂正の申請 証明書

9 従事者規則第五十七条の規定による証明書の再交付の申請(証明書を失った場合を除く。)  
証明書  
10 無線従事者規則の一部を改正する省令(平成二十一年総務省令第百三号)附則第四項の規定により免許証の訂正を受けることができるものとされた同令による改正前の従事者規則第四十九条の規定による免許証の訂正の申請

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## ○総務省告示第四十七号

電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第四号)の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成三十一年二月二十八日限り廃止する。

総務大臣 野田 聖子

- 一 平成三十一年一月一日  
平成六年郵政省告示第七十六号(総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が発給する証票の様式等を定める件)  
二 平成十年郵政省告示第三百三十五号(無線従事者規則第九十七条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件)  
三 平成十一年郵政省告示第二百三十一号(電波法施行規則第五十二条の二の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件)  
四 平成十一年郵政省告示第二百三十二号(無線局免許手続規則第三十二条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件)  
五 平成十四年総務省告示第六百五号(電磁的方法により記録及び提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件)  
六 平成二十一年総務省告示第三百二十四号(電波法施行規則第三十八条第三項ただし書の規定に基づき、証票を備え付けることを要しない無線局を定める件)  
七 平成二十三年総務省告示第二百八号(登録検査等事業者等規則第二十四条の規定による電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件)  
○国土交通省告示第百三十号  
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十六条第六項及び第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項(航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示(平成二十六年国土交通省告示第百五号)の一部を次のように改正する。  
平成三十一年一月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

別表第一 (略)  
別表第二

航空交通情報の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行なう機関	適 用 時 間
(略)	(略)	(略)

別表第一 (略)  
別表第二

航空交通情報の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行なう機関	適 用 時 間
(略)	(略)	(略)

国土交通大臣 石井 啓一